

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

社会情勢が変化していく中で、本町においても、家庭や地域が自然に持っていた相互扶助機能が弱体化し、地域のつながりも希薄化する傾向がみられます。コロナ禍によりそれに拍車がかかっており、本計画においては地域コミュニティを回復し、地域共生社会の実現に向けて施策に取り組まなければなりません。

誰もが安心して暮らせる地域共生社会の実現のためには、法律等の制度に基づいて行政が中心となって行うフォーマルな取組だけではなく、近隣や地域社会が取り組む柔軟なインフォーマルな取組が不可欠です。そのため、従来の制度の枠組みや縦割りの組織形態にとらわれず、多機関協働のもとで、「全世代・全対象型」の包括的な支援体制を構築します。

また、複合課題を抱える世帯に対しては、地域が寄り添うことも重要です。価値観を強要せず、誰もがありのままであることを認めあい、寄り添って歩んでいける地域共生の社会を目指し、その実現に向けて新たに重層的支援体制整備事業による地域社会づくりに取り組みます。

そうした思いを込め、本計画の基本理念を次の通り定めます。

### 基本理念

**人と人 心と心をつなぎ**

**みんながありのままに暮らせる まちづくり**

## 2 基本目標

基本理念の「人と人 心と心をつなぎ みんながりのままで暮らせる まちづくり」を実現するため、次の3つの基本目標を定め、施策・活動を推進していきます。

### (1) 支え合う“人”と“つながり”の醸成

地域福祉をさらに推進するためには、ボランティアなど地域福祉を支える“人”、ボランティア活動、交流、情報交換、相談などの“つながり”が非常に重要です。そのため、住民一人ひとりが地域で共に支え合い、助け合いながら暮らしていく意識を持つよう、情報発信や啓発活動を推進します。

また、支援を必要とする人々の課題やニーズを見逃すことのないよう、地域における多様な交流を進め、日頃からのつきあいの中で顔の見える信頼関係を築きます。

### (2) 福祉のまちづくりの推進

地域共生社会の実現に向け、地域包括ケアシステムの深化・推進を図ります。そのため、地域や関係団体、行政の包括的な連携・支援を充実します。

また、民生委員・児童委員や福祉推進委員、ボランティア団体など、身近な地域における住民主体の地域福祉活動を促進します。また、支援者・事業者間の交流や意見交換を促進し、支援内容の充実を図ります。

年齢や障がいの有無等にかかわらず、地域社会の中で安心して快適に暮らせるよう、道路・交通環境づくりや居住・就労環境を整備します。

### (3) 安心して利用できるサービスの提供

社会福祉事業の健全な発達を促し、必要なサービスの質・量の確保に努めるとともに、サービスを必要とする人に適切なサービスが提供されるよう、情報提供、相談体制、権利擁護等の充実を図ります。

### 3 施策体系

#### <基本理念>

人と人 心と心をつなぎ  
みんながあらひのままで暮らせる まちづくり

#### <基本目標>

I 支え合う“人”と“つながり”の醸成

#### <基本施策>

- (1) 福祉意識の醸成
- (2) ボランティアセンター機能の推進
- (3) 地域の見守り体制の整備・推進★
- (4) 多様なつながりの促進★

II 福祉のまちづくりの推進

- (1) 地区ごとの福祉の仕組みづくり★
- (2) 社会的孤立への支援★
- (3) 人にやさしいまちづくり  
【神戸町再犯防止推進計画を含む】
- (4) 地域共生社会に向けた体制整備★

III 安心して利用できるサービスの提供

- (1) 福祉サービス利用の推進★  
【神戸町成年後見制度利用促進計画を含む】
- (2) 福祉サービスの健全な展開
- (3) 社会福祉協議会の強化と連携

※重層的支援体制整備事業を含む施策に★を付しています。

### 4 圏域の考え方

本計画の施策展開にあたっては、地域の課題や困りごとを抽出する持続可能な体制を構築していくことを目的として、町内を3層の圏域でとらえることとします。

	圏域範囲
第1圏域	町全体
第2圏域	小学校区
第3圏域	区・隣近所